

# 兵庫県公報

平成23年12月27日 火曜日 第 2350 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示   | ページ |
|---|-----|
| ○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）                  | 1   |
| ○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）                             | 2   |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）                                | 2   |
| ○ 同 上（同）  | 3   |
| ○ 同 上（同）  | 3   |
| ○ 同 上（同）  | 3   |
| ○ 同 上（同）  | 4   |
| ○ 同 上（同）  | 4   |
| ○ 同 上（同）  | 5   |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更（同）                                  | 5   |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水<br>大気課） | 5   |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                              | 8   |
| ○ 同 上（同）  | 8   |
| ○ 同 上（同）  | 9   |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）                      | 9   |
| ○ 道路の供用開始（道路保全課）                                    | 9   |
| ○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）                             | 10  |
| ○ 同 上（同）  | 10  |
| ○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）         | 11  |
| <b>公 告</b>  |     |
| ○ ひょうご県民ボランティア活動表彰（県民生活課）                           | 11  |
| ○ 産業集積促進地区の指定（産業政策課）                                | 14  |
| ○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）                    | 15  |
| ○ 景観形成等住民協定の変更の認定（都市政策課）                            | 17  |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）                          | 17  |
| ○ 入札公告（住宅管理課）                                       | 18  |
| ○ 同 上（管理課）  | 22  |
| <b>教育委員会規則</b>                                      |     |
| ○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則                   | 24  |

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第13号）  
新設する兵庫県立阪神昆陽特別支援学校に副校長を置くことに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第1336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（集落基盤整備事業）上津橋地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成23年12月27日から平成24年1月19日まで
- 3 縦覧の場所  
神戸市西区役所



**兵庫県告示第1337号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市伊賀谷字昇り551の2、551の14、552、552の2
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1338号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町小城字荒谷山856、856の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1339号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町森本字荒谷1240の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1340号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区上計字西大谷471の48
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1341号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区味取字久津957・958・959の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1342号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区中大谷字大谷山772、775の2、775の6、775の8、775の9
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1343号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区大谷字稻荷尾932
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1344号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町中辻字打置1131
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1345号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
神崎郡神河町長谷字成ト1568の1から1568の3まで、1568の7から1568の9まで、1569
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1346号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
磯病院  
加古川市八幡町下村1353  
院長 磯 篤 典
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
磯病院  
加古川市八幡町下村1353
- (3) 特定施設に関する事項

|  |                                      |                            |         |         |         |
|--|--------------------------------------|----------------------------|---------|---------|---------|
| 種  | 類                                    | 72号 し尿処理施設                 |         |         |         |
| 変 更 前 後 の 区 分                                    |                                      | 変 更 前                      |         | 変 更 後   |         |
| 能  | 力                                    | 960人槽 120m <sup>3</sup> /日 |         | 同 左     |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                                      | 既 設                        |         | 同 左     |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                                      | 既 設                        |         | 同 左     |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                                      | —                          |         | 許可後     |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                                      | 24時間連続                     |         | 同 左     |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                                      | な し                        |         | 同 左     |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                                  | 通 常                        | 最 大     | 通 常     | 最 大     |
|  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)              | 5.8~8.6                    | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)              | 10                         | 15      | 10      | 15      |
|  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                | 20                         | 25      | 20      | 25      |
|  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)               | 20                         | 25      | 20      | 25      |
|  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)               | 30                         | 30      | 26      | 30      |
|  | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)               | 3                          | 4       | 3       | 4       |
|  | 大 腸 菌 群 数<br>(単位 個/cm <sup>3</sup> ) | 800 以下                     | 800     | 800 以下  | 800     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 80                                   | 120                        | 110     | 120     |         |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

|  |                         |                          |             |             |             |             |             |             |             |
|--|-------------------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 種  | 類                       | 72号 し尿処理施設               |             |             |             |             |             |             |             |
| 変更前後の区分  |                         | 変更前                      |             |             |             | 変更後         |             |             |             |
| 型  | 式                       | クオードコーポレーション<br>CU2A-120 |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 構  | 造                       | 鉄筋コンクリート製                |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 主  | 要                       | 寸 法<br>23.92m×5.7m×5.1m  |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 能  | 力                       | 120m <sup>3</sup> /日     |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 汚水等の処理方式   |                         | 接触ばっ気                    |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 工事着手予定年月日  |                         | 既 設                      |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 工事完成予定年月日  |                         | 既 設                      |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使用開始予定年月日  |                         | —                        |             |             |             | 許可後         |             |             |             |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間  |                         | 24時間連続                   |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使用時間の季節的変動の概要  |                         | な し                      |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                  | 区 分                     | 処理前                      |             | 処理後         |             | 処理前         |             | 処理後         |             |
|  |                         | 通常                       | 最大          | 通常          | 最大          | 通常          | 最大          | 通常          | 最大          |
|  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 5.8~<br>8.6              | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 | 5.8~<br>8.6 |
|  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 320                      | 350         | 10          | 15          | 320         | 350         | 10          | 15          |
|  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 300                      | 350         | 20          | 25          | 300         | 350         | 20          | 25          |
|  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)  | 250                      | 400         | 20          | 25          | 250         | 400         | 20          | 25          |
|  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | 50                       | 60          | 30          | 30          | 50          | 60          | 26          | 30          |
|  | りん含有量<br>(単位 mg/L)      | 5                        | 6           | 3           | 4           | 5           | 6           | 3           | 4           |
| 大腸菌群数<br>(単位 個/cm <sup>3</sup> )                                 | 無数                      | 無数                       | 800以下       | 800         | 無数          | 無数          | 800以下       | 800         |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 80                       | 120         | 80          | 120         | 110         | 120         | 110         | 120         |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変 更 前 後 の 区 分                        |     | 変 更 前   |                                 | 変 更 後   |                  |
|--------------------------------------|-----|---------|---------------------------------|---------|------------------|
| 排 水 口 名                              |     | No. 1   | No. 2                           | No. 1   | No. 2            |
| 排 水 量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日)      | 通 常 | 80      | 雨<br>水<br>専<br>用<br>排<br>水<br>口 | 110     | 変<br>更<br>な<br>し |
|                                      | 最 大 | 120     |                                 | 120     |                  |
| 水 素 イ オン 濃 度<br>(水 素 指 数)            | 通 常 | 5.8~8.6 |                                 | 5.8~8.6 |                  |
|                                      | 最 大 | 5.8~8.6 |                                 | 5.8~8.6 |                  |
| 生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L)     | 通 常 | 10      |                                 | 10      |                  |
|                                      | 最 大 | 15      |                                 | 15      |                  |
| 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L)         | 通 常 | 20      |                                 | 20      |                  |
|                                      | 最 大 | 25      |                                 | 25      |                  |
| 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)               | 通 常 | 20      |                                 | 20      |                  |
|                                      | 最 大 | 25      |                                 | 25      |                  |
| 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)               | 通 常 | 30      | 26                              |         |                  |
|                                      | 最 大 | 30      | 30                              |         |                  |
| り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)               | 通 常 | 3       | 3                               |         |                  |
|                                      | 最 大 | 4       | 4                               |         |                  |
| 大 腸 菌 群 数<br>(単位 個/cm <sup>3</sup> ) | 通 常 | 800以下   | 800以下                           |         |                  |
|                                      | 最 大 | 800     | 800                             |         |                  |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年12月27日から平成24年1月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



**兵庫県告示第1347号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量（固定資産、道路台帳及び都市計画））
- 2 作業期間  
平成23年12月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域



**兵庫県告示第1348号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）



- 2 作業期間  
平成23年12月1日から平成24年3月23日まで
- 3 作業地域  
豊岡市市街地域



**兵庫県告示第1349号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成23年11月16日から平成24年3月22日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第1350号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
川西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.4.917号矢間畦野線
- 3 事業施行期間  
平成22年5月28日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成22年5月28日付け兵庫県告示第624号のうち、川西市水明台4丁目、向陽台3丁目、清流台、西畦野字丸山及び字東通り並びに東畦野字美野谷及び1丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第1351号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成23年12月27日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年12月27日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域 |    |                 |              |    |
|--------------|-------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|              |       |    |                 |              |    |

|                 |   |   |                  |      |           |
|-----------------|---|---|------------------|------|-----------|
| 県道<br>小 野 志 方 線 | 加古川市志方町東中字椋ノ木284番2から<br>同 市志方町大宗字上山327番31まで | 旧 | 10.0から<br>11.0まで | 65.0 | 一部<br>予定地 |
|                 |   | 新 | 10.0から<br>11.0まで | 65.0 |           |



**兵庫県告示第1352号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

神戸国際港都建設計画道路

1.2.1号第二名神自動車道

1.4.1号都市高速道路1号線

1.4.2号都市高速道路2号線

2 都市計画を変更した土地の区域

[1.2.1号第二名神自動車道] 神戸市北区道場町生野字東山、字飛瀬、字溝手、字ウエ山、字別当、字流尾、字水久野及び字ロクゴ並びに塩田字東山上並びに平田字東山下、字東山中、字芝ノ浦、字片山新田、字木戸口、字馬場ノ下、字八反田、字中ノ垣内、字馬場垣内、字北川原、字茶屋ノ前、字西垣内、字菅岡下及び字西山下並びに有野町二郎字東山、字岩ノ本、字笠、字越前、字崎、字澤、字苗代、字宮ノ前、字堂垣内、字幡鉢、字西山及び字籠谷並びに八多町中字坂本山

[1.4.1号都市高速道路1号線] 神戸市長田区西尻池町1丁目、西尻池町2丁目及び苅藻通1丁目

[1.4.2号都市高速道路2号線] 神戸市長田区蓮池町、大道通1丁目、大道通2丁目、大道通3丁目、大道通4丁目、細田町1丁目、神楽町1丁目、西尻池町1丁目、西尻池町2丁目、西尻池町4丁目、西尻池町5丁目、駒栄町1丁目及び庄田町1丁目



**兵庫県告示第1353号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

1.2.7号第二名神自動車道

3.3.275号川西インター石道畦野線

2 都市計画を変更した土地の区域

[1.2.7号第二名神自動車道] 宝塚市切畑字向井山、字シイノ、字東カイチ中通、字小林坂谷通、字センハク、字湯屋ヶ谷、字久保カイチ、字堂ノ前、字西ヶ平、字南カイチ、字芋生根東、字大道ハタ、字ヒヨ畑、字辻ヶ谷、字一ノ滝及び字検見並びに玉瀬字鍛冶屋ヶ谷、字オモナゴ、字イヅリハ及び字奥之焼並びに川西市東畦野1丁目並びに東畦野4丁目並びに東畦野字長尾、字西長尾、字池ノ谷、字中山谷東尾、字中山谷西尾、字生我谷及び字美野谷並びに平野字カキヲジ原、字ハダカ尾及び字仲尾谷並びに向陽台1丁目並びに清流台並びに西畦野1丁目並びに西畦野字東通り、字下ノ段、字井戸、字才谷、字水呑、字宮垣内、字西林、字西浦、字大ヶ原、字餓景、字岩ヶ谷、字両貫及び字西山並びに石道字坂ノ下、字才谷、字梅木谷、字イクシ、字堂ノ後、字中下田、字嶋垣内、字丸尾、字奥山、字高畑及び字ガンキョ並びに川辺郡猪名川町上野字上野及び字愛宕山並びに広根字東山、字神子ノ辻、字野尻、字稲村、字中下代、字南下代、字北下代、字下

京田、字南山、字向坂、字下和田、字上京田、字西山、字上和田、字向垣内、字井谷口、字南突田、字大上及び字上突田並びにつつじが丘1丁目並びにつつじが丘2丁目並びにつつじが丘5丁目並びに猪淵字上高山、字久保前、字前田、字岩屋、字向イ、字下奥田、字中奥田、字上奥田、字隠岩、字松尾、字下鶴田、字中鶴田、字大岩、字上鶴田、字西ヶ平、字上向井、字上松尾、字黒竹、字大畠ヶ、字上大畠ヶ、字神掛、字上神掛、字桧ヶ谷、字早ヶ谷、字水木原、字横畑、字焼尾、字岸金、字崩シ、字間歩ヶ谷及び字ナメラ谷

[3.3.275号川西インター石道畦野線] 川西市清和台東1丁目並びに石道字西ヶ峰、字小谷、字家ノ垣内、字久保ノ上、字下ノ町、字下ノ谷、字門田、字大苗代、字丸山、字イクシ及び字梅木谷並びに西畦野1丁目並びに西畦野字西山、字西林、字両貫、字八幡尻、字宮垣内、字井戸、字下ノ段、字道中及び字牛乗並びに東畦野1丁目並びに東畦野4丁目



**兵庫県告示第1354号**

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成24年1月1日から施行する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

2中「伊丹西高等学校」を「伊丹西高等学校  
校」に改める。  
阪神昆陽高等学校」に、「こやの里特別支援学校」を「こやの里特別支援学校  
校」に改める。  
阪神昆陽特別支援学校」

**公 告**

**ひょうご県民ボランティア活動賞表彰**

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、平成23年11月27日に次の者を表彰した。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏 名 池 田 糸 美
- (2) 住 所 加古郡稲美町
- (3) 功績内容 一人暮らし高齢者や障害者への給食サービスボランティアを行っている。
- 2 (1) 氏 名 奥 谷 千代子
- (2) 住 所 豊岡市
- (3) 功績内容 地域の除雪活動と児童の見守り活動を行っている。
- 3 (1) 氏 名 加 藤 セツ子
- (2) 住 所 高砂市
- (3) 功績内容 視覚障害者等の外出介護活動と障害者への編み物サポートボランティアを行っている。
- 4 (1) 氏 名 金 岡 重 子
- (2) 住 所 宝塚市
- (3) 功績内容 農作業や園芸を通じた、健康、生きがづくり活動を行っている。
- 5 (1) 氏 名 岸 本 一 弘
- (2) 住 所 高砂市
- (3) 功績内容 高砂市民病院において外来案内ボランティアを行っている。
- 6 (1) 氏 名 榊 克 子
- (2) 住 所 三田市
- (3) 功績内容 地域での食を通じた健康づくりの普及啓発活動を行っている。
- 7 (1) 氏 名 笹 倉 禎 子
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 視覚障害者との交流活動や点訳のボランティアを行っている。
- 8 (1) 氏 名 竹 野 照 子
- (2) 住 所 神戸市須磨区
- (3) 功績内容 施設での読み聞かせや朗読ボランティアを行っている。

- 9(1) 氏 名 田 中 康 子  
(2) 住 所 養父市  
(3) 功績内容 高齢者世帯への給食サービスボランティアを行っている。
- 10(1) 氏 名 土 井 義 隆  
(2) 住 所 加古郡稲美町  
(3) 功績内容 移送サービス事業の運転ボランティアを行っている。
- 11(1) 氏 名 富 田 誠 一  
(2) 住 所 小野市  
(3) 功績内容 里山ハイキングコースの保護・管理を行っている。
- 12(1) 氏 名 中 川 成 子  
(2) 住 所 川辺郡猪名川町  
(3) 功績内容 地域での食を通じた健康づくりの普及啓発活動を行っている。
- 13(1) 氏 名 中 川 宏 子  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 視覚障害者との交流活動や点訳ボランティアを行っている。
- 14(1) 氏 名 永 井 恵美子  
(2) 住 所 芦屋市  
(3) 功績内容 地域での食を通じた健康づくりの普及啓発活動を行っている。
- 15(1) 氏 名 西 田 和 代  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 視覚障害者との交流活動や朗読のボランティアを行っている。
- 16(1) 氏 名 沼 津 みさ代  
(2) 住 所 南あわじ市  
(3) 功績内容 地域での食を通じた健康づくりの普及啓発活動を行っている。
- 17(1) 氏 名 林 本 英 子  
(2) 住 所 多可郡多可町  
(3) 功績内容 地域での案内ボランティアと高齢者世帯への訪問活動を行っている。
- 18(1) 氏 名 船 越 敬 子  
(2) 住 所 洲本市  
(3) 功績内容 地域でのイベント・行事ボランティアを行っている。
- 19(1) 氏 名 松 本 勇  
(2) 住 所 姫路市  
(3) 功績内容 地域の児童の交通指導や見守り活動を行っている。
- 20(1) 氏 名 三 宅 和 子  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 地域の歴史街道の案内ボランティアを行っている。
- 21(1) 氏 名 村 下 貞 乃  
(2) 住 所 姫路市  
(3) 功績内容 地域の防犯活動と防犯普及啓発活動を行っている。
- 22(1) 名 称 あかし点訳グループ  
(2) 住 所 明石市  
(3) 功績内容 点訳活動を通じた地域住民との交流活動を行っている。
- 23(1) 名 称 明るい社会づくり運動加西地区協議会  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 施設での介助活動や交流活動を行っている。
- 24(1) 名 称 R. T. かわにし  
(2) 住 所 川西市  
(3) 功績内容 行事・イベントでのナレーション活動や朗読ボランティアを行っている。
- 25(1) 名 称 絵本の会タッチ  
(2) 住 所 明石市  
(3) 功績内容 手作りの布絵本や遊具の作製と地域グループへの貸与活動を行っている。

- 26(1) 名 称 カザグルマの会  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 公共施設等の清掃活動と地域の景観維持活動を行っている。
- 27(1) 名 称 かめこのグループ  
(2) 住 所 姫路市  
(3) 功績内容 手作り玩具の作製と福祉施設等への寄贈活動を行っている。
- 28(1) 名 称 北夙川・苦楽園地区ボランティアセンター  
(2) 住 所 西宮市  
(3) 功績内容 福祉施設等への友愛訪問や交流活動を行っている。
- 29(1) 名 称 コアラ  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 施設での介助活動や交流活動を行っている。
- 30(1) 名 称 甲四グループ  
(2) 住 所 西宮市  
(3) 功績内容 重度障害児・者施設での衣服・おむつたたみ作業を行っている。
- 31(1) 名 称 佐用町平福観光ガイド協会  
(2) 住 所 佐用郡佐用町  
(3) 功績内容 観光案内ボランティアと景観維持活動を行っている。
- 32(1) 名 称 三田花と緑のネットワーク  
(2) 住 所 三田市  
(3) 功績内容 オープンガーデンの開催と地域の緑化活動を行っている。
- 33(1) 名 称 四軒屋ボランティアグループ  
(2) 住 所 姫路市  
(3) 功績内容 在宅高齢者・一人暮らし高齢者の支援・交流活動を行っている。
- 34(1) 名 称 手芸グループ ひいらぎ  
(2) 住 所 たつの市  
(3) 功績内容 リサイクルによる手芸品の作製や福祉施設等への寄贈活動を行っている。
- 35(1) 名 称 鈴蘭台婦人会  
(2) 住 所 神戸市北区  
(3) 功績内容 鈴蘭台駅前や公園等で景観維持活動を行っている。
- 36(1) 名 称 創生会グループ  
(2) 住 所 神戸市垂水区  
(3) 功績内容 障害者福祉施設での障害者の介助・付き添い活動を行っている。
- 37(1) 名 称 対面朗読ボランティアつむぎの会  
(2) 住 所 三田市  
(3) 功績内容 視覚障害者等への対面朗読ボランティアを行っている。
- 38(1) 名 称 高嶺会  
(2) 住 所 赤穂郡上郡町  
(3) 功績内容 高齢者等への給食サービスボランティアと地域での交流活動を行っている。
- 39(1) 名 称 宝塚市介護者家族の会「かなえの会」  
(2) 住 所 宝塚市  
(3) 功績内容 介護者への相談・情報提供・親睦会開催支援を行っている。
- 40(1) 名 称 宅老所 ひだまりハウス  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 在宅高齢者への友愛訪問と交流活動を行っている。
- 41(1) 名 称 竹野小学校読み聞かせ隊ゆうちゃんのあかいかばん  
(2) 住 所 豊岡市  
(3) 功績内容 小学校・中学校での児童・生徒への読み聞かせ活動を行っている。
- 42(1) 名 称 てまり会  
(2) 住 所 伊丹市  
(3) 功績内容 障害者・高齢者への喫茶ボランティア活動を行っている。

- 43(1) 名 称 でんでんむし  
 (2) 住 所 伊丹市  
 (3) 功績内容 知的障害者の社会参加・余暇活用支援活動を行っている。
- 44(1) 名 称 特定非営利活動法人ゆうあいサロン  
 (2) 住 所 神戸市垂水区  
 (3) 功績内容 地域住民の交流促進、高齢者の生きがいつくり活動を行っている。
- 45(1) 名 称 野ぶどうの会  
 (2) 住 所 赤穂郡上郡町  
 (3) 功績内容 高齢者等への給食サービスボランティアと地域での交流活動を行っている。
- 46(1) 名 称 ボランティア団体 「とびまつ森の会」  
 (2) 住 所 神戸市垂水区  
 (3) 功績内容 神戸市立飛松中学校での里山保全活動と地域との交流活動を行っている。
- 47(1) 名 称 本庄シルバーボランティアの会  
 (2) 住 所 三田市  
 (3) 功績内容 幼稚園等での交流活動と公共施設等の清掃活動を行っている。
- 48(1) 名 称 まちの保健室 摂丹支部  
 (2) 住 所 丹波市  
 (3) 功績内容 地域での健康相談・子育て支援活動を行っている。
- 49(1) 名 称 まちの保健室 西阪神支部  
 (2) 住 所 西宮市  
 (3) 功績内容 地域での健康相談・子育て支援活動を行っている。
- 50(1) 名 称 まちの保健室 北播支部  
 (2) 住 所 三木市  
 (3) 功績内容 地域での健康相談・子育て支援活動を行っている。
- 51(1) 名 称 もちの木  
 (2) 住 所 尼崎市  
 (3) 功績内容 病院・老人福祉施設等での支援・交流活動を行っている。
- 52(1) 名 称 本山中央婦人会  
 (2) 住 所 神戸市東灘区  
 (3) 功績内容 バラ園や公園等で景観維持活動を行っている。



#### 産業集積促進地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 拠点地区の種別  
 産業集積促進地区  
 (2) 指定の申出をした市町長  
 洲本市長  
 (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
 五色町鳥飼浦産業集積促進地区  
 洲本市五色町鳥飼浦の一部 約0.8ヘクタール  
 (4) 指定日  
 平成23年12月27日
- 2 (1) 拠点地区の種別  
 産業集積促進地区  
 (2) 指定の申出をした市町長  
 西脇市長  
 (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積

にしわき上比延工場公園産業集積促進地区  
西脇市上比延町、中畑町の一部 約23.5ヘクタール

- (4) 指定日  
平成23年12月27日

- 3 (1) 拠点地区の種別  
産業集積促進地区

- (2) 指定の申出をした市町長  
朝来市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
山東工業団地産業集積促進地区  
朝来市山東町柿坪の一部 約4.4ヘクタール

- (4) 指定日  
平成23年12月27日

- 4 (1) 拠点地区の種別  
産業集積促進地区

- (2) 指定の申出をした市町長  
朝来市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
生野工業団地産業集積促進地区  
朝来市生野町真弓373番地70 約3.5ヘクタール

- (4) 指定日  
平成23年12月27日

- 5 (1) 拠点地区の種別  
産業集積促進地区

- (2) 指定の申出をした市町長  
多可郡多可町長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
多可町市原産業集積促進地区  
多可町加美区市原、西山の一部 約2.4ヘクタール

- (4) 指定日  
平成23年12月27日



**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成23年12月27日から次のとおり変更する。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがこの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがこの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ       | 平成23年1月から平成23年12月まで | 若干  |
| まいわし      | 平成23年1月から平成23年12月まで | 若干  |
| まさば及びごまさば | 平成23年7月から平成24年6月まで  | 若干  |
| するめいか     | 平成23年1月から平成23年12月まで | 若干  |

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量  |
|-----------|---------------------|------|
| まあじ       | 平成24年1月から平成24年12月まで | 若干   |
| まいわし      | 平成24年1月から平成24年12月まで | 若干   |
| まさば及びごまさば | 平成24年7月から平成25年6月まで  | (注釈) |
| するめいか     | 平成24年1月から平成24年12月まで | 若干   |

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類              | 海 域  | 管理の対象となる期間                   | 漁獲努力量<br>(隻日) |
|-----|--------------------|------|------------------------------|---------------|
| さわら | はなつぎ網漁業            | 瀬戸内海 | 平成24年5月6日から<br>平成24年6月15日まで  | 2,020         |
|     | 刺網漁業<br>(さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成24年4月20日から<br>平成24年6月15日まで | 3,140         |

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の



現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



景観形成等住民協定の変更の認定

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第28条第2項の規定により、次のとおり景観形成等住民協定の変更を認定した。

平成23年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 景観形成等住民協定の名称  
多可町加美区岩座神棚田の里づくり協定
- 2 景観形成等住民協定の対象区域  
多可郡多可町加美区岩座神地区の区域（約338.9ヘクタール）
- 3 景観形成等住民協定の有効期間  
平成24年1月1日から平成33年12月31日まで
- 4 景観形成等住民協定の変更の概要  
景観形成等住民協定の名称、協定の対象とする区域、棚田の里の原則、景観形成等への配慮、景観の維持・交流の促進、有効期間等及び棚田コミュニティづくり景観形成のルール（景観形成基準）の変更



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年12月27日

中播磨県民局長 玉田尋三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ジュンテンドー仁豊野店  
所在地 姫路市仁豊野573-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社KASEI  
代表者の氏名 横野修三  
住所 神戸市中央区江戸町104番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ジュンテンドー  
代表者の氏名 飯塚正  
住所 島根県益田市本郷町206番地5
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年7月12日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,213平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
96台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
59台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
38平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|------|------|
| 株式会社ジュンテンドー    | 午前8時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日  
平成23年12月7日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年12月27日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年5月1日
  - (2) 提出先  
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成23年12月27日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
兵庫県新県営住宅管理システム構築業務委託
  - (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
契約日から平成26年3月31日（月）まで
  - (4) 応募方法  
単独企業または企業グループによるものとする。

## (5) 入札方法

ア 落札者の決定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。（以下「政令」という。））第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により行うものとし、入札者は、入札説明書に定める提案資料を入札書とともに提出すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。（以下「財務規則」という。））第81条の3に基づく兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者
- (2) 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者
- (3) 入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)の各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

平成23年12月27日（火）から平成24年1月10日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

## (2) 閲覧場所及び問合せ先（契約事務担当課）

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県公社館3階  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課 管理係  
電 話 (078) 341-7711 内線 4776  
F A X (078) 230-8466  
電子メールアドレス jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp

## 4 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に入札説明書で示した必要書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 入札参加申込期間

前記3(1)に同じ。

## (2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

## (3) 提出方法

持参、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により提出すること。

郵便等による場合は、平成24年1月10日（火）午後5時までに必着すること。

## 5 入札手続等

## (1) 入札説明書の交付期間

前記3(1)に同じ。

## (2) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
平成24年2月6日(月)午前11時 兵庫県公社館3階 住宅管理課
- (4) 入札書及び提案資料の提出期限  
(3)の入札及び開札の日時に直接入札書及び提案資料を提出すること。ただし、郵便等による入札については、平成24年2月3日(金)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- ア 契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の入札保証金を平成24年2月3日(金)までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。
- イ 前記アのただし書の入札保証保険の保険期間は、平成24年3月7日(水)までとすること。
- (2) 契約保証金
- ア 落札者は、契約締結までに、契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。
- イ 前記アのただし書の履行保証保険契約の保険期間は、契約期間とすること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 次の各項目に該当する入札は無効とする。この場合、再度入札にも参加できない。
- ア 入札時点において、入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札書及び提案資料が所定の日時までに到着しない入札
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札
- エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- オ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていない入札
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- キ 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- ク 入札保証保険の保険期間が前記6(1)イに規定する期間に満たない者の入札
- ケ 提案資料に不備がある者のした入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- 8 落札者の決定方法
- (1) 財務規則第85条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内である入札者のうち、技術点及び価格点の合計点数(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。  
なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は、入札価格の低い者を落札者とする。入札価格が同じ場合は、くじにより決定するものとし、この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札立会人にくじを引かせることとする。
- (2) 技術点は、提出された提案の内容に応じて、次の評価項目及び評価内容により点数を与える(配点650点)。

| 評価項目(大項目) | 主な評価内容  | 配点  |
|-----------|---|-----|
| 提案事業者評価   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用機システムのオープン系への移行の実績</li> <li>・公営住宅管理システムの構築の実績</li> <li>・パッケージの利用</li> <li>・ソースコードの開示</li> <li>・著作権等の共有</li> <li>・事業者の所在地</li> <li>・事業者の資格等</li> </ul> | 70点 |
|           |   |     |

|             |   |      |
|-------------|---|------|
| 業務機能要件      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務要件</li> <li>・共通基盤に係る考慮すべき事項</li> <li>・データ要件</li> <li>・外部インタフェース要件</li> </ul>  | 160点 |
| 情報システム要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模・性能要件</li> <li>・情報セキュリティ要件</li> <li>・情報システム稼働要件</li> <li>・テスト要件</li> <li>・移行・導入要件</li> <li>・研修の要件</li> <li>・運用・保守要件</li> </ul>  | 160点 |
| 開発計画及び開発体制等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発計画</li> <li>・開発スケジュール</li> <li>・開発体制</li> <li>・配置予定プロジェクトマネージャーの能力</li> <li>・配置予定プロジェクトリーダーの能力</li> <li>・配置予定業務責任者の能力</li> <li>・配置予定担当者の能力</li> <li>・開発方法・開発環境</li> <li>・プロジェクト管理</li> <li>・品質管理</li> </ul> | 140点 |
| TCO評価       | <p>ランニングコスト見積額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ機器等及び通信機器等のリース費用</li> <li>・メーカー保守サポート費用</li> <li>・サーバ機器等及び通信機器等の運用管理費用</li> <li>・本システムの維持管理費用</li> <li>・現行費用との比較</li> </ul>   | 120点 |

(3) 価格点は、入札価格に応じて点数を与える（配点350点）。

価格点（少数点以下四捨五入）＝350×（1－入札価格×1.05／予定価格）

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要作成

(3) その他

詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the required service:

Construction of a new Integrated Computer public housing System for Hyogo Prefecture

(3) Deadline for the submission of application forms:

17:00 January 10, 2012

(4) Date and time of tender:

11:00 February 6, 2012

(Tender via mail must be submitted to Hyogo Prefectural Government by 17:00 February 3, 2012)

(5) Office to contact concerning the notice:

Housing Management Division, Housing Construction Bureau, Public Works & Development Department,  
Hyogo Prefectural Government 4-18-2 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-0011  
TEL (078)341-7711 extension 4776



## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年12月27日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
固定型モニタリングポスト 5台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年3月30日（金）
- (4) 納入場所  
兵庫県尼崎総合庁舎 尼崎市東難波町5-21-8ほか4箇所
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込み方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 坂林

電話 (078) 341-7711 内線 4937 FAX (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年12月27日（火）から平成24年1月10日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成24年2月6日（月）午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条

第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年2月3日（金）午後5時までにアの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成23年12月27日（火）午前9時から平成24年1月10日（火）午後4時まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）

イ 入札の日時

平成24年1月31日（火）午後5時から同年2月6日（月）午後1時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成23年12月28日（水）から平成24年1月10日（火）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、平成23年12月28日（水）から平成24年1月10日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、1月10日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年1月31日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月2日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年2月20日（月）までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Five sets of stationary monitoring post
- (3) Delivery period: March 30, 2012
- (4) Delivery place:  
Hanshinminami District Administration Office and four others
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 January 10, 2012
- (6) Deadline for tender:  
13:30 February 6, 2012 by direct delivery, electronic bidding system;  
17:00 February 3, 2012 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Sakabayashi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,  
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4937

### 教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第13号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則



兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（副校長）

第2条の2 学校には、必要に応じ副校長1人を置くことができる。

2 副校長は、校長があらかじめ定める範囲内において、校長の職務の一部を処理する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。